

謹賀新年



尾道税務署長 福永 浩樹



新年あけましておめでとうございます。

令和4年の年頭に当たり、一般社団法人納税相談センター尾道青色申告会会員の皆様方には、謹んで新年のお祝いを申し上げますとともに、新しい年を期待と希望をもってお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

また、吉井会長をはじめ、一般社団法人納税相談センター尾道青色申告会会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

昨秋から、新型コロナウイルスの新規感染者数が落ち着きを見せ、経済活動等の再開に期待をよせているところではありますが、第6波に備えた基本的な感染症対策の継続も求められています。

国税当局としましては、これから迎える確定申告期においても、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底し、自宅等からのe-Tax利用を推進するとともに、感染症の影響を受けられた納税者の皆様に対して、必要な情報の周知・広報を行い、実情に即した丁寧な相談に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

さて、令和3年10月からは、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入に向けた、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されています。

インボイス制度の開始は令和5年10月からとなりますが、消費税の仕入税額控除を受ける上で、多くの事業者の皆様に関係する手続きになりますので、制度の内容をご理解いただくとともに、適格請求書発行事業者の登録申請を行う際にはe-Taxを利用した申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

国税当局としましても、こうした税を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、適切な情報発信や納税者の皆様に寄り添った対応により、期待と信頼にしっかりと応えていくことが重要であると考えています。

引き続き、皆様方と意思疎通を図り、税務行政の円滑な運営に努めてまいりたいと考えていますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにあたり、一般社団法人納税相談センター尾道青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方の事業のご繁栄、そして、会員とご家族のご健勝を祈念いたしまして、年頭のあいさつとさせていただきます。



会長 吉井 清介



新年を迎えるにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、当青色申告会に対しまして深いご理解とご支援・ご協力を賜りましたことに対し、心より感謝申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染の「第5波」も、9月中旬から激減し小康状態となっており、あわせて観光事業も再開され尾道市内にも観光客が少しずつ戻ってきております。本年は経済の回復に向け、大いに期待する所であります。

さて、まもなく、令和3年分の所得税・消費税の確定申告時期を迎えます。

新型コロナウイルス感染の影響もあり今年は期間を短縮して、2月16日から2月28日まで「青コーナー」の開設を予定しております。

本会としましては、現在、コロナウイルス感染対策を計り、記帳指導等を続けておりますが、令和3年分の確定申告期間中においても皆様のご理解とご協力をいただき、安心して安全な申告指導等に努めてまいりますのでよろしく願いいたします。

結びに当たりまして、会員皆様のご健勝、並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしますとともに、新型コロナウイルス感染症の早期終息を願っております。

本年も宜しく願い申し上げます。



瀬戸田地区会 会長 金本 光乗



新年明けましておめでとうございます。

健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

例年、尾道しまなみ商工会と協力し、時代の要請に応えるべく適正納税の推進を図る活動に取り組み、会員の皆様にはご支援・ご協力を賜りましたこと、感謝申し上げます。

長引く新型コロナウイルスの感染状況は、増減の波を繰り返しながらワクチン接種の普及などの効果も見られ、国内では収束傾向が見受けられました。しかしながら世界に目を向ければ、新たな変異株による感染が拡大しつつあるようです。

未だ先行きが見えない状況下ではございますが、当地区会では年始より年末調整・確定申告業務のサポートを、感染防止対策を行いながら実施していく所存でございます。

今後とも当地区会の事業運営にご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝、ご繁栄を念じつつ新年のご挨拶といたします。



因島地区会 会長 巻幡 伸一



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、新型コロナウイルス感染症が広がりを見せる中、2020東京オリンピック・パラリンピックが無観客という形式ではあるものの、無事に開催されました。その後、国内では感染者数が大きく減少しておりますが、海外では新たな変異株が広がりを見せており、適切な対応と事業者への支援が望まれるところでございます。

税制関係では、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に向けて、適格請求書発行事業者となる為の登録申請が開始されました。令和5年10月の制度開始後は登録事業者の発行した適格請求書以外は段階的に支払消費税として認められなくなるため、会員の皆様におかれましては、事業の実態に合わせてご対応を頂きますようお願い申し上げます。

当青色申告会としても会員の皆様への税制改正等情報提供や支援の実施など更なるサービスの向上を図ってゆくと共に、青色申告優遇制度拡充のための要望活動を引き続き積極的に行って参ります。本年も税務知識の向上及び青色申告制度発展のため共に頑張る参りたいと存じますので、何卒ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

終わりにりましたが、会員の皆様にとってより良い一年となることを願っております。



世羅郡地区会 会長 上野 悟



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。昨年も新型コロナ感染症に大きく影響された一年になってしまいました。そんななか、一年遅れで開催された東京オリンピック、パラリンピックは多くの感動を私たちに届けてくれました。

また、昨年は何といってもメジャーリーグでの大谷翔平選手の活躍も忘れられません。二刀流という前代未聞の大活躍でMVPを始めとする多くの賞に輝きました。この活躍は日々の努力の賜物だと思いますし、彼は選手としてだけでなく、マナーも人格も素晴らしい人間です。日本人の誇りだと思います。私たちも自らを振り返りながら努力することを忘れず日々精進し、コロナ禍を乗り越え、今年を明るい一年にしていきたいものです。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝とご繁栄をお祈りいたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。



令和3年度 尾道税務署長納税表彰



令和3年度の納税表彰式は、昨年同様新型コロナウイルス感染拡大及び蔓延防止の為、尾道税務署で個別に行われました。



尾道税務署長表彰



前列左	世羅郡地区会	理事	流田定寛氏
前列中	瀬戸田地区会	会長	金本光乗氏
前列右	尾道地区会	社団監事	大西寛幸氏



受賞者の皆様おめでとうございます。
今後とも青色申告会と地域社会のためにご活躍のほどお願い申し上げます。



吉原 陽向様が ウェークボード国内女子ツアー4戦完全制覇!



会員吉原照正様のご息女である吉原陽向様が、令和3年10月9日～10日にかけて大分県で行われた大会で優勝し、今シーズンの国内女子ツアー全4戦を完全制覇した。

吉原様は、同じプロ選手であり、向島町でウェークボードショップを営む父・照正様に教わり、小学5年生の夏から本格的にウェークボードを始めた。

「瀬戸内海は風が強い日でも、干潮の時は波が穏やかで、晴れの日も多く環境に恵まれている。」といい、めきめき腕を上げた。

今後はウェークボードの本場、アメリカフロリダ州に活動拠点を移す予定で、「世界チャンピオンを目指して頑張りたい。」と飛躍を誓っている。

固定資産税（償却資産）について

1. 申告書類（青色封筒）がお手元に届いた方は、内容を確認いただき、申告書の提出をしてください。
2. 案内ハガキ（水色）を受け取られた方は、
 - （1）登録資産の令和4年度の合計課税標準額が150万円に満たないため、免税点未満になると思われる場合
 - （2）独自の電算処理様式などにより申告している場合のどちらかに該当する方には、案内ハガキのみを送付しています。
3. 償却資産とは（申告対象となる資産）
固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が、所得税法の規定による所得の計算上、必要経費に算入されるものをいいます。
4. 申告の対象となる資産
 - （1）税務上、減価償却の対象となるべき資産
例：駐車場舗装、広告宣伝塔、門、塀、フェンス、冷暖房設備、厨房設備
電灯照明設備、動力配線配管設備等
 - （2）中小事業者等の少額減価償却資産の特例の適用を受けた資産のうち、取得価額が10万円以上30万円未満の資産
 - （3）10万円未満の資産であっても、減価償却資産としているもの
※取得価額10万円以上20万円未満の資産で一括償却資産の適用を受けるものは、申告の対象となりません。

以下のハガキを受け取られた方は、償却資産の申告は不要です。

郵便はがき

オモテ

料金後納
郵便

722-XXXX
広島県□□□□□□□□

〇〇様

000-000-00000

申告書の法定提出期限は、令和4年1月31日（月）です。
償却資産の申告については、尾道市ホームページや広報12月号に掲載しています。

尾道市 償却資産申告書

検索

ウラ

令和4年度 固定資産税（償却資産）申告書
送付の省略のお知らせ

償却資産の申告につきましては、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、尾道市では、償却資産の所有者に、申告書等の提出にかかる書類を送付しておりますが、次に該当する場合は、本市作成の申告書等の送付を省略させていただいておりますので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

- 1 登録資産の令和4年度の合計課税標準額が150万円に満たないため、地方税法第351条の規定により免税になると思われる場合
- 2 独自の電算処理様式等によりご申告いただいている場合

※1に該当する方で、資産の増減があるなど申告書・償却資産一覧表等の書類が必要な場合は、下記までご連絡ください。また、申告書様式は尾道市ホームページからダウンロードすることもできます。

※ 転出・廃業により申告すべき資産がなくなった場合や資産の所有者の変更があった場合はご申告いただくようになりますので、下記までご連絡ください。

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
尾道市 企画財政部 資産税課 家屋係
電話 0848-38-9164 FAX 0848-37-2740